

事件番号 令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

原告準備書面(4)

東京地方裁判所立川支部

民事部 御中

2021年10月14日

原告 榎本清 印

第1 被告準備書面(3)「1 本件における陳情の処理について」中、「1 会議規則の定め」について

被告引用の東大和市議会会議規則(以下「同規則」と略す)について、誤りはない。

第2 被告準備書面(3)「1 本件における陳情の処理について」中、「2 本件陳情の処理」について

(1) あらためて原告の主張について

被告は同項冒頭で次のように述べている。

「原告は、本件陳情は、『本来、委員会付託され、適正に審査されなければならなかった』とし、委員会に付託されないのであれば、『委員会付託を省略して本会議で直接審議、採決されるべき』であると主張する。」

原告は、被告引用のごとく当該陳情が委員会に付託されないのであれば、「委員会付託を省略して本会議で直接審議、採決されるべき」であるとはいちども主張していない。

原告の主張は、当該陳情が委員会付託され審議、採決を経たうえで、本会議で適正に処理されるべきであったと一貫して主張しているに過ぎない。

(2) 法的根拠のない「議長預かり」

① 被告の主張

被告は「議長預かり」の法的根拠として、同規則第130条の第2文「ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」であるとしている。

② 「議長預かり」の法的根拠とはなり得ない同規則130条第2文

同規則130条は以下のように記されている。

「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」

「ただし、」以下は、構文上、前文「議長は～付託する。」全体を受ける仕組みとなって

いる。すなわち、「議長は、請願文書表の配布とともに、」とあるように、請願文書表を配布したうえで常任委員会付託せず、そのことが「議長預かり」になるなどということは、あり得ないことである（傍点原告）。

また、そもそも第 130 条は同規則「第 3 章 請願」に含まれる条項である。同規則同章は請願について、憲法第 16 条の請願する権利、請願法に則り同規則第 3 章で厳格に定めている。そのような条項の中に、違憲を疑わせる「議長預かり」の根拠となる条項が存在すること自体なじまない。

### ③ 東大和市議会会議規則 130 条第 2 文の示している事実

同規則 130 条第 2 文が示しているのは「議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるとき」は「常任委員会に付託」しないことを指しているだけであって、それ以外ではない。

被告が主張するように、委員会に付託しないことが、議会で審査しないことに直結するというのは論理の飛躍であり、そのことが「議長預かり」を意味するという解釈はこじつけでしかない。

### ④ 東大和市議会会議規則第 37 条の解釈の誤り

被告は上記主張を補強するために、同規則第 37 条を援用している。

同規則第 37 条には次のように記されている。

「委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。」

被告はこの条文から、委員会付託が本会議上程の前提条件であるように解釈し、「委員会に付託されなかった事件を会議の議題とすることができない」（被告準備書面（3）4 頁「2 本件陳情の処理」19 行）と、その正当性を主張しているのである。

しかし同規則 37 条は本会議の議題とする前提条件を示したのではなく、同規則にもあるように「付託事件を議題とする時期」、つまり議案審議の流れを示したものである。ここでは、「委員会に付託した事件」を本会議の議題にするさいの条件を述べているにとどまる。

げんに市議会本会議においては、委員会付託を省略して議題に供している例は多数存在する。このような事例からも、本会議の議題に供するために委員会付託が必須であるとは言えない

被告がその正当性を主張する「委員会付託がされなかった事件」は「会議の議題とすることができない」、従って当該陳情は「議長の手元に保持され」ることになり、それが議長預かりということであるという理屈は我田引水のそしりを免れない。

## 第 3 被告準備書面（3）「第 2 損害賠償請求について」について

被告は当該陳情の処理が違法ではないという前提に立って、（1）原告には法的に保護されるべき利益に該当する法的な根拠がないと主張し、（2）原告の信用失墜や釈明機会の喪失は事実上の問題であり、被告にその責任は無いと述べている。このことについて個別に反証する。

(1) 原告には法的に保護されるべき利益に該当する法的な根拠がないとの主張について

① 憲法第 16 条国民の請願する権利の侵害

「東大和市子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情は、本来であれば東大和市議会で適正に審査されなければならなかったものである。原告が同準備書面(1)・

(2) や前記「第 1」で述べたように、当該陳情の処理は東大和市議会会議規則第 134 条、ならびに 130 条に反する処理が行われた。このことは、憲法第 16 条に定める国民の請願する権利の侵害である。

国民の請願する権利が法的に保護されなければならないことは自明である。被告はこのような重大な侵害が行われたという自覚がまったく無いために、「法的な根拠がない」などと主張しているに過ぎない。

② 当該陳情が市議会で適正に審査されるはずであるという期待の正当性

被告は当該陳情を審査しないことの理由として、「議会意思の安定から、第 24 号議案に係る陳情については、議会運営委員会の申し合わせ事項等(別紙参照)の 8. 請願及び陳情の取り扱いについての(2)審査になじまない陳情の取り扱いについての⑤に該当するとして、上程せず『議長預かり』といたしました」(下線は原告)とする「提出された陳情の取り扱いについて(通知)」(甲 2 号証)を発している。

しかし以下のように、同じような条件のもと、正当に審査された陳情が存在するのであるから、原告が掲題の期待を持つのは必然であり、損害賠償を請求する根拠となるものである。

③ 2019 年 9 月議会での陳情審査の事実

2019 年第 3 回議会(9 月議会)初日(9 月 3 日)、市民部窓口業務等委託や学童保育運営委託を計上した第 50 号議案「平成 31 年度東大和市一般会計補正予算(第 2 号)」が可決成立しているにもかかわらず、第 2 号陳情「市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情」、第 4 号陳情「市民窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情」、及び第 3 号陳情「学童保育所運営業務の民間委託に関する陳情」が、総務委員会・厚生文教委員会にそれぞれ付託され、本会議最終日(9 月 24 日)ので審査されているのである。そして市議会だよりには、その陳情要旨、審議経過、採決結果が掲載された(甲 15 号証「東大和市議会だより 269 号」)。

この例は、根拠の不確かな「議会意思の安定」などを理由とせず、陳情を適正に審査すべき本来的な議会の姿と言える。

④ 2020 年 3 月議会での当該陳情の扱い

しかしながら当該陳情については、第 24 号議案「東大和市子ども・子育て憲章について」が初日本会議(2 月 21 日)で先行可決成立をしていることをもって、「議会意思の安定」を理由として「議長預かり」とされたため、市議会だよりに掲載されることはなかった(甲 16 号証「東大和市議会だより 271 号」)。

このことは、提出された陳情が誠実に審査され、採決されるはずという原告らの議会に対していただいていた信用、信頼を失墜させる行為であり、またそのことが法的根拠のない「議長預かり」という法外の処理により出来たという事実は、期待権の侵害であり、国家賠償法第 1 条による損害賠償請求の正当な理由となりうる。

(2) 原告の信用失墜や釈明機会の喪失は事実上の問題であるという被告の主張について

① 「議長預かり」から信用失墜までは、一連の関連した流れの中にある

当該陳情が東大和市議会で適正に審査され採決されていれば、その結果がいかなるものであろうとも、市議会だよりに陳情提出の事実と陳情書の内容の要旨、ならびに審議経過、採決結果が掲載されるはずであった。

しかしながら「議長預かり」という法に基づかない処理がなされた結果、当該陳情は陳情文書表に記されることはなかった。市議会だよりに陳情文書表あるもののみを掲載する申し合わせ（甲 10 号証「市議会だよりについて」）になっているため、当該陳情に関しては、その提出の事実すら掲載されることはなく、そのため、「東大和市子ども・子育て憲章」に対する少なからざる異論の存在事実が多くの人に伝わらず、いっぽうこの陳情に賛同された方々には原告に対する疑念を生じさせることになった

② 損害を回復すべき方法

当該陳情は違法な処理によって「議長預かり」とされ、「議長預かり」とされた陳情は陳情文書表に掲載されず、陳情文書表に掲載されなかったものは、「市議会だよりについて」という申し合わせに従って市議会だよりへの不掲載が決定される。その結果としての原告の社会的信用失墜であり、意見表明の機会の剥奪である。すなわち「議長預かり」によって、意見表明の機会の剥奪、社会的信用の失墜が出来たと言わねばならない。

このことは国家賠償法第 4 条が準用する民法 723 条の名誉棄損に相当し、名誉を回復するために適当な処理がはからねばならない。具体的には、東大和市議会だよりに判決主文と謝罪文の掲載という対応が原告の名誉を回復できる唯一の方法である。その具体的な掲載内容は「別紙 1」の通りとする。

なお、被告は「公権力の行使にあたるので民法 723 条を根拠として求めることはできない」としているが、先に提出した判例（甲 13 号証・甲 14 号証）は地方自治体はその公報に謝罪文等を掲載することは可能であることを示している。

【添付証拠】

- 甲 15 号証「東大和市議会だより 269 号」
- 甲 16 号証「東大和市議会だより 271 号」

## 別紙 1

判決が出た後の「東大和市議会だより」（東大和市議会発行・広報委員会編集）最新号に、①判決主文と②裁判に至った経緯と原告に対する謝罪文を掲載する。なお、謝罪文掲載位置は「東大和市議会だより」第1頁下段の「街のひとコマ」コーナーの位置と面積を保ったものとし、可能な限り最大の活字を使用した横書きのものとする。なおスペースについてはこれ以上狭くなることは認めないが、広くなることには了解する。

②の謝罪文等については以下通りとする。

### 陳情処理についてのお詫びとご報告

2020年東大和市議会3月議会に提出された『東大和市子ども・子育て憲章』の制定を見直すことを求める陳情」に対して東大和市議会がとった「議長預かり」（委員会付託をせず、本会議で審議せず、陳情のコピーを議員に配布するのみとする）という処理が、裁判所により違法であると認定されました。

東大和市議会としてはこの判決を真摯に受け止め、陳情提出者である原告、ならびに賛同者（62名）の皆さまには心からお詫びいたします。またこのような違法な事件が二度と発生しないよう、本日より6カ月をめどに再発防止策を策定し、議会にて発表することをお約束いたします。

なお、本来であれば、『東大和市子ども・子育て憲章』の制定を見直すことを求める陳情」は東大和市議会において慎重に審査され、その結果が東大和市議会だよりに掲載されなければならなかったところ、前記違法な処理により、遺憾ながら陳情提出の事実すら掲載されない事態となりました。陳情提出者及び賛同者の皆さまにおかけしたご心痛、ご懸念に対し謝罪いたしますとともに、東大和市民の皆さまには事実を正確にお伝えしなかつたことを反省し、心中より謝罪申し上げます。

このようなことは市民の付託を受けた市議会としてはあってはならないことと認識し、ここに改めて判決主文と、当謝罪文、及び『東大和市子ども・子育て憲章』の制定を見直すことを求める陳情」提出の事実、その陳情に対する東大和市議会の違法な処理について改めてご報告いたします。

東大和市議会議長 ●● ●●

以下、判決主文